令和９年度　放課後児童クラブ入会申請について

１　放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病介護等により下校後に不在で、児童のみになる家庭の小学校就学児童を対象に、町内の保育所等で、放課後の適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ることを目的としています。

２　対象となる児童

小学校に就学している児童



３　主な活動内容

児童クラブでは、児童クラブ支援員（保育士や教諭などで認定資格研修を受講した者）と補助員が、主に次のような活動を行います。

① 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
② 遊びや活動への意欲と態度の形成
③ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
④ 児童の遊びや活動状況の把握と家庭への連絡
⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
⑥ その他、児童の健全育成上必要な活動

なお、具体的な活動内容については、各クラブで企画立案し、計画的に行います。

４　開設日

月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除きます）

■授業のある日は、下校時から各児童クラブの閉所時間まで
■授業のない日は、各児童クラブの開所時間から閉所時間まで

※各放課後児童クラブによって異なります。

詳しくは各放課後児童クラブへお問合せください。

５　利用料等

４月～３月（８月を除く）　　月額　　５，０００円
８月　　月額　１０，０００円

※毎月納入期限内に児童クラブへ直接納入してください。利用料の日割計算はありません。
※利用料は退会届に記入した退会期日の属する月まで発生し、その翌月から発生しません。
※退会届の提出がない場合は、児童クラブの利用がなくても料金が発生します。
※開設時間以外の利用の場合は別途料金が発生する場合があります。
　詳しくは各放課後児童クラブへお問合せください。
※**要保護・準要保護児童・児童扶養手当受給対象者には月額 2,000 円（3 カ月毎支給）を行っています。**詳しくは福祉課児童福祉・子育て支援係へお問合せください。

６　利用の申込み

　新富町の放課後児童クラブは保育所や幼稚園等で実施しており、それぞれの児童クラブで定員を設けています。そのため、定員を超える申請があった児童クラブにおいては、保護者の就労状況、児童の学年（低学年優先）など審査のうえ、**入会を待機していただくことがあります**ので、あらかじめご了承ください。
　また、入会を希望される児童クラブを事前に**見学**のうえ、各児童クラブの運営規程をご確認いただき、申込みをお願いします。（希望クラブについては、できるだけ第３希望まで記入してください。）

■申請に必要なもの　（各用紙は、児童クラブ・役場福祉課⑦窓口にあります）

　下記の書類３点をすべてそろえて提出してください。

	提出書類	説明
①	令和９年度 放課後児童クラブ入会申請書	児童１人につき１枚
②	就労・就労予定証明書	保護者、６５歳未満の同居家族については 各々１枚 ※保育所に弟妹等在園されている方は、保育所用の就労証明書の写しでも可
③	児童クラブ入会時健康状況調査票	児童１人につき１枚

※②において、就労以外の方については下記の添付書類が必要になります。

- 妊　娠・出　産 … 母子手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できる部分）※産前産後８週
- 就　　学 … 在学証明書、時間割表
- 疾　　病 … 診断書等保育が困難であることが確認できる書類
- 障　　が　　い … 障害者手帳等の写し
- 介　護　・看　護 … 介護保険証、診断書等の写し



■申請書提出先について

希望の各児童クラブへ、申請に必要なものをすべてそろえて提出してください。
（すべてそろっていない場合は受付できませんので、あらかじめご了承ください。）

※定員に達していない児童クラブについては、随時入会を受け付けます。
定員を超えている場合は入会待機となります。
※申請期間を過ぎてからの申込みは、新富町役場　福祉課⑦窓口での受付となります。
※申請期間を過ぎてからの申込み、書類がすべてそろっていない場合は、優先順位が期限内に申込まれた人よりも後になりますのでご注意ください。
※就労・就労予定証明書の雇用期間の定めがある方については、就労・就労予定証明書を再度提出していただきますので、あらかじめご了承ください。

■審査結果について

入会の可否については、入会前月末日までに保護者へ通知します。
・入会できるとき　…　入会決定通知書
・入会できないとき …　入会申請却下通知書　が届きます。
※待機の場合、希望児童クラブに空きが出次第、審査し、決定通知書を送付します。



7　登録期間等について

登録期間は、入会決定の日からその日の属する年度の末日（３月３１日）まで、または、指定した期間です。

年度が変わり引き続き入会を希望される方は、自動更新にはなりませんので、新たに入会申請をしてください。　※審査の結果、待機となる場合があります。

※申請事項に変更を生じた方は、速やかに放課後児童クラブ入会申請事項変更届を提出してください。（用紙は、各児童クラブ・新富町役場　福祉課⑦窓口にあります）
※休会はありません。利用しないときには退会届を提出してください。
※放課後児童クラブを退会するときは、退会する月の１０日前（前月の２０日）までに退会届を提出してください。
※放課後児童クラブに年度の途中で入会を希望する場合は、入会する月の１０日前（前月の２０日）までに放課後児童クラブ入会申請書を提出してください。

■申請期限

入会希望月	申請期間(**必着**)
４　月	令和８年１１月16日（月）　～　　１２月28日（月）
５　月	令和９年　４月　１日（木）　～　　４月20日（火）
６　月	５月　６日（木）　～　　５月２０日（木）
７　月	６月　１日（火）　～　　６月18日（金）
８　月	７月　１日（木）　～　　７月20日（火）
９　月	８月　２日（月）　～　　８月２０日（金）
１０　月	９月　１日（水）　～　　９月１７日（金）
１１　月	１０月　１日（金）　～　　１０月２０日（水）
１２　月	１１月　１日（月）　～　　１１月19日（金）
１　月	１２月　１日（水）　～　　１２月20日（月）
２　月	令和10年　１月　４日（火）　～　　１月２０日（木）
３　月	２月　１日（火）　～　　２月18日（金）





放課後児童クラブ一覧

クラブ名	定員	開設時間	所在地	電話番号	備考
八幡児童クラブ	４０	７時　～　１８時	新富町 富田１丁目 ５５番地３	0983- 33-2416	八幡保育園内
ひとつせ児童クラブ	４０	８時　～　１８時	新富町 大字下富田 ２６９１	0983- 33-3075	ひとつせ保育園内
新富幼稚園児童クラブ	４０	７時 30 分 ～ １８時	新富町 富田３丁目 ４４番地１	0983- 33-0128	新富幼稚園内
一真児童クラブ	２６	７時　～　１８時	新富町 大字新田 5733 番地 1	0983- 33-4141	一真保育園内
新田児童クラブ	３０	７時　～　１８時	新富町 大字新田 ８３４２	0983- 33-3848	新田保育園内
上新田児童クラブ	３６	７時　～　１８時	新富町 大字新田 16419 番地 1	0983- 35-1320	上新田保育園内
社協児童クラブ	４０	８時　～　１８時	新富町 大字上富田 7485 番地 14	0983- 33-4213	老人福祉センター内
のぞみ児童クラブ	―	７時　～　１９時	新富町 大字三納代 ８０３	0983- 33-0216	のぞみ保育園内
新町児童クラブ	―	８時　～　１８時	新富町 大字三納代 1904 番地	0983- 33-3651	新町保育園内

※入所申請の前に必ず見学をしてください。
※見学をされる際には、事前に各児童クラブへ連絡をしてください。
※ひとつせ児童クラブでは、小学校から児童クラブまでジャンボタクシーでの送迎（無料）を行っています。
※のぞみ児童クラブ・新町児童クラブは自主事業のため利用料金など異なります。直接お問合せください。

自営業等の方へおねがい

※以下の中から**いずれか1点の提出**が必要です。

自営業の方…前年分の確定申告書写し、営業許可証、個人事業の開業・廃業届出書、事業所・店舗の賃貸契約書、事業所名が記載された公共料金領収書、開業していることがわかるパンフレットやホームページ、勤務簿、仕入伝票、給与明細書など、令和８年１０月以降最新の情報・取引が確認できるもの

農業等の方…前年分の確定申告書写し、仕入伝票、給与明細書など令和８年１０月以降の取引が確認できるもの

※添付書類の提出が必要となるのは、自営業等（父母等が事業主または３親等以内の親族に雇用されているなど）の場合です。

※親族間雇用でも法人化されている会社の場合は提出不要です。

●添付書類の例●

・父親が農業を個人で営んでおり、母親も専従者で従事している場合

→父親、母親それぞれの就労証明書を記入いただき、合わせて「客観的に事業を行っていることが確認できる書類」を世帯につき1点ご提出ください。（例：父親の確定申告書の写し、農協等との取引が確認できる書類など）

お問合せ　新富町役場　福祉課
児童福祉係
電話：0983-33-1293
受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで



【お問い合わせ】
新富町役場　福祉課　児童福祉子育て支援係（福祉課⑦番窓口）
電話　０９８３－３３－１２９３（直通）
FAX　０９８３－３３－５２３７